

## 教育振興基本計画について

教育振興基本計画とは

- 教育基本法第17条(平成18年12月法律第120号)に基づいて、政府として初めて策定するもの
- 改正教育基本法の理念を具体的に実現するため、10年先を見据えた5年間(平成20年度から平成24年度)の計画として策定
- 改めて「教育立国」を宣言し、我が国の未来を切り拓く教育の振興に社会全体で取り組んでいくことを目指す

今後10年間を通じて目指すべき教育の姿

- ①義務教育修了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる
- ②社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる



上記のような教育の姿の実現を目指し、OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考の一つとして、必要な予算について財源を措置し、教育投資を確保していくことが必要

今後5年間で実現を目指す主な目標(例)

- ◆ 確かな学力を身に付けた子どもを育成
  - 世界トップの学力水準を目指し、国際的な学力調査等において、学力の高い層の割合を増やすとともに、学力の低い層の底上げを図り、その割合を減少させる。
- ◆ 規範意識、生命の尊重、他者への思いやりなどを培うとともに、法やルールを遵守し、適切に行動できる人間を育成
  - 「学校のきまりを守っている」「学校生活が充実している」「落ち着いて授業を受けることができる」と感じている子どもを増やす
- ◆ 生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、能力を育成
  - 子どもたちの体力の低下に歯止めをかけ、昭和60年頃の体力水準への回復を目指す
- ◆ 「知」の創造・継承・発展に貢献できる人材を育成
  - 国際的な競争力・存在感を備える教育研究拠点を各分野において形成

今後5年間に取り組むべき主な施策

- 地域ぐるみでの学校支援
  - 「学校支援地域本部」をはじめ、地域住民のボランティア活動等による積極的な学校支援の取組を促す
- 新学習指導要領の円滑な実施
  - 教職員定数の在り方など教育を支える条件整備について検討
- 道徳教育の充実
  - 道徳教材の国庫補助制度等の有効な方策を検討
- 子どもたちの体力の向上
  - 全国体力・運動能力等調査の実施と体力向上の取組の推進
- 教員が子ども一人一人に向き合う環境づくり
  - 教職員配置の適正化や、外部人材の積極的な活用
- 幼児教育の無償化の検討
  - 幼児教育無償化の歳入改革にあわせた総合的検討
- 卓越した教育研究拠点の形成と大学等の教育の質保証
  - 平成23年度までに、世界最高水準の教育研究拠点150程度を重点的に支援。学生が身に付ける学習成果の達成に向けた取組を支援
- 留学生交流の推進
  - 2020年の実現を目標とした「留学生30万人計画」を推進
- 耐震化の推進
  - 大規模な地震が発生した際に倒壊又は崩壊の危険性の高い小・中学校等施設(約1万棟)について、優先的に耐震化を支援

施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

- 計画実施における国・地方公共団体の役割
- 教育に対する財政措置とその重点的・効率的な運用
- 教育行政に対する国民の参画

等

## 教育振興基本計画

### 我が国の教育をめぐる現状と課題

- 子どもの学ぶ意欲や学力・体力の低下、問題行動、家庭・地域の教育力の低下などの課題が発生
- 「少子高齢化」、「薬量問題」、「グローバル化」、「グローバル化」など国内外の状況の急速な変化

教育の果たすべき使命を踏まえ、改正教育基本法において新たに明記された教育の目標や理念の実現に向け、改めて「教育立国」を宣言し、教育を重視し、その振興に向け社会全体で取り組むことが必要

### 今後10年間で目指すべき教育の姿

- ① 義務教育修了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる
  - ・ 公教育の質を高め、信頼を確立する
  - ・ 社会全体で子どもを育てる
- ② 社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる
  - ・ 高等学校や大学等における教育の質を保障する
  - ・ 「知」の創造等に貢献できる人材を育成する。こうした観点から、世界最高水準の教育研究拠点を重点的に形成するとともに、大学等の国際化を推進する

このような教育の姿の実現を目指し、OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考の一つとして、必要な予算について財源を措置し、教育投資を確保していくことが必要

### 今後5年間で総合的かつ計画的に取り組むべき施策

#### ＜基本的考え方＞

教育に関する政策を構造的に捉え直し、その総合的な推進を図る。その際、各施策を通じてPDCAサイクルを重視し、より効率的・効果的な教育の実現を目指す

(取組全体を通じて重視する考え方)

- ① 「横」の連携：教育に対する社会全体の連携の強化
- ② 「縦」の接続：一貫した理念に基づく生涯学習社会の実現
- ③ 国・地方それぞれ役割の明確化

#### ＜施策の基本的方向＞

- 基本的方向1：社会全体で教育の向上に取り組む  
 基本的方向2：個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる  
 基本的方向3：教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える  
 基本的方向4：子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する

※ 上述の基本的方向性に基づき、77項目にわたる施策を体系化するとともに【別紙②参照】、それらの施策の中で特に重点的に取り組むべき事項【別紙①参照】を明示

### 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

計画実施における国・地方公共団体の役割、教育に対する財政措置とその重点的・効率的な運用、教育行政に対する国民の参画、新しい課題への対応、進捗状況の点検及び計画の見直し、について記載

## 【別紙①】

### 特に重点的に取り組むべき事項

#### ◎ 確かな学力の保証

- ・ 新学習指導要領を円滑に実施する。また、そのために、教職員定数の在り方、教科書・教材、学校施設の施設・整備など教育を支える条件整備について検討する
- ・ 児童生徒の学力・学習状況を把握するため、全国学力・学習状況調査を継続的に実施する

#### ◎ 豊かな心と健やかな体の育成

- ・ 学習指導要領の趣旨を踏まえた道徳教育の適切な教材が教科書に準じたものとして十分活用されるよう、国庫補助制度等の有効な方策を検討する
- ・ 新学習指導要領により、伝統と文化を尊重し、それらをばぐくんで我が国の郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うため、我が国や郷土の伝統・文化を継承・発展させるための教育を推進する
- ・ 体力の全国的な状況について把握・分析を行い、その結果を踏まえ、学校や地域における体力向上の取組を促すこと等を通じて、子どもの体力について昭和60年頃の水準への回復を目指す
- ・ 全国の小・中・高等学校において、様々な体験活動を行う機会の提供について推進するとともに、読書活動を推進する
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用等、いじめ等に対する取組を推進する
- ・ 認定こども園の認定件数2,000件以上を目指し、運用改善を行うとともに、認定こども園の制度改善に取り組み

#### ◎ 教員が子ども一人一人に向き合う環境づくり

- ・ メリハリある教員給与体系の推進、教員養成課程や多様な質の高い人材確保のための採用方法の改善、厳格な人事管理や研修の充実の促進、免許更新制の円滑な実施など必要な取組等を行う
- ・ 教員の子どもの向き合う環境づくりのために、教職員記章の適正化を行うとともに、退職教員や経験豊かな社会人などの外部人材の活用、学校支援地域本部などの地域住民による学校支援、現場のICT化などの取組を支援する

#### ◎ 手厚い支援が必要な子どもも教育の推進

- ・ 小・中学校に在籍する障害のある児童生徒に対する「個別の指導計画」等の作成を促す
- ・ 小・中学校外における相談体制の整備など、不登校の子どもの教育機会を支援する

#### ◎ 地域全体で子どもたちをばぐくむ仕組みづくり

- ・ 子育てに関する学習機会や情報提供などの家庭教育に関する総合的な取組を、関係機関が連携して行えるよう促す
- ・ 広く全国の中学校区で、地域が学校を支援する仕組みづくり(学校支援地域本部)の実施を促す
- ・ 広く全国の小学校区で、放課後等の子どもたちの学習・体験活動等の場づくり(放課後子どもプラン等)の実施を促す

#### ◎ キャリア教育・職業教育の推進と生涯を通じた学び直しの機会の提供の推進

- ・ 職場体験活動などのキャリア教育を推進し、すべての専門学校において、職業教育の活性化を促す
- ・ 大学・短期大学、高等専門学校、専修学校等における実践的な職業教育を促す
- ・ 大学等と産業界等との連携による取組への支援による大学等における社会人受け入れを促す

#### ◎ 大学等の教育力の強化と質保証

- ・ 学生課程で身に付ける学習成果(「学力」)の達成等を目指し、厳格な成績評価システムの導入や、教員の教育力の向上のための実効的な取組を全大学等で展開してより優れた取組を支援する
- ・ 国公私を通じた大学間の連携により、各大学の教育研究資源を有効に活用し、地域貢献等を有効に活用する

#### ◎ 卓越した教育研究拠点の形成と大学等の国際化の推進

- ・ 世界最高水準の卓越した教育研究拠点の形成を目指し150拠点程度を重点的に支援する
- ・ 2020年の実現を目指した「留学生90万人計画」を関係府省が連携して計画的に推進し、高度人材受け入れとも連携させながら、留学生受け入れを拡大させる

#### ◎ 安全・安心な教育環境の実現と教育への機会の保障

- ・ 大規模な地震が発生した際に倒壊又は崩壊の危険性が高い小・中学校等施設(約1万棟)について、優先的に耐震化を支援し、計画期間中のできる限り早期に完了されるよう要請する
- ・ 地域のボランティアや関係機関等との連携により、子どもの安全・安心や食育など健やかな心身を育む取組を推進する
- ・ 私学助成、国公私を通じた教育研究支援や学校法人に対する経営指導等により、私立学校の教育研究の発展を図る
- ・ 民間奨励費、幼児教育無償化の導入改革にあわせた総合的検討や、就学援助、奨学金、私学助成などを直し、教育機会の保障を図る

### 基本的方向に基づき今後5年間に取り組むべき施策について

#### 基本的方向1：社会全体で教育の向上に取り組む

- ①学校・家庭・地域の連携・協力を強化し、社会全体の教育力を向上させる
- ◇地域で子育てや学校を支える子育て支援センターや子育て支援センターの活用
  - ◇家庭・地域・学校が一体となった学校運営の推進
  - ◇放課後や週末の子どもたちも参加できる活動の推進
  - ◇青少年が有意義な活動に参加できる場の確保
  - ◇関係機関との連携による子ども、若者、企業等に関する支援の推進
- ②家庭の教育力の向上を図る
- ◇子育てに関する学習機会や講座の活用
  - ◇地域の人材や民間の力を活用したキャリア教育・職業教育、ものづくり
- ③人材育成に関する社会の要請に応える
- ◇地域の人材や民間の力を活用したキャリア教育・職業教育、ものづくり
  - ◇専門・高度人材育成の推進
  - ◇大学・短期大学・高等専門学校・専修学校等における専門的職業人や、地域・産業・地域社会との連携による人材育成の推進
- ④いつでもどこでも学べる環境をつくる
- ◇遠隔・オンラインの活用による地域の学習機会づくり
  - ◇地域・学校等における教育の推進
  - ◇人材教育や社会、社会的課題に対応するための学習機会の確保
  - ◇地域における生涯学習や生涯学習の推進
  - ◇生涯学習、職業・地域社会との連携による人材育成の推進

#### 基本的方向3：教育と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える

- ①社会の要請に応える学生・課程教育等を実現する
- ◇社会の要請に応える学生・課程教育等を実現する
  - ◇社会の要請に応える学生・課程教育等を実現する
  - ◇社会の要請に応える学生・課程教育等を実現する
- ②世界最高水準の卓越した教育研究拠点を形成するとともに、大学院教育を本格的に推進する
- ◇世界最高水準の卓越した教育研究拠点を形成する
  - ◇大学院教育を本格的に推進する
- ③大学等の国際化を推進する
- ◇大学等の国際化を推進する
  - ◇大学等の国際化を推進する
- ④国公私立大学等の連携等を通じた地域振興のための取組などの社会貢献を推進する
- ◇国公私立大学等の連携等を通じた地域振興のための取組
  - ◇社会貢献を推進する
- ⑤大学教育の質の向上・保証を推進する
- ◇大学教育の質の向上・保証を推進する
  - ◇大学教育の質の向上・保証を推進する
- ⑥大学等の教育研究を支える基盤を強化する
- ◇大学等の教育研究を支える基盤を強化する
  - ◇大学等の教育研究を支える基盤を強化する

#### 基本的方向2：個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる

- ①知識・技能や思考力・判断力・表現力、学習意欲等の「確かな学力」を確立する
- ◇学習指導要領の改訂と学習指導要領
  - ◇総合的な学習の時間や探究学習
  - ◇全国学力・学習状況調査の結果を踏まえた学校改善への支援
  - ◇学校現場の困難や課題に対する支援
- ②基礎知識を養い、豊かな心と健やかな体をつくる
- ◇道徳教育の推進
  - ◇身体・運動能力等の発達と体力向上の推進
  - ◇心身の健康づくり
  - ◇食育の推進
  - ◇労働教育の推進
  - ◇職業教育の推進
- ③教育の質の向上を図るとともに、一人一人の子どもの成長に寄り添った環境をつくる
- ◇個別学習の推進
  - ◇個別指導の推進
  - ◇個別指導の推進
  - ◇個別指導の推進
- ④教育委員会の機能を強化するとともに、学校の組織運営体制を確立する
- ◇教育委員会の機能を強化する
  - ◇学校の組織運営体制を確立する
- ⑤幼児期における教育を推進する
- ◇幼児期における教育を推進する
  - ◇幼児期における教育を推進する
- ⑥特別ニーズに対応した教育を推進する
- ◇特別ニーズに対応した教育を推進する
  - ◇特別ニーズに対応した教育を推進する

#### 基本的方向4：子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する

- ①安全・安心な教育環境を実現する
- ◇安全・安心な教育環境を実現する
  - ◇安全・安心な教育環境を実現する
- ②質の高い教育を支える環境を整備する
- ◇質の高い教育を支える環境を整備する
  - ◇質の高い教育を支える環境を整備する
- ③私立学校の教育研究を支援する
- ◇私立学校の教育研究を支援する
  - ◇私立学校の教育研究を支援する
- ④教育機会の均等を確保する
- ◇教育機会の均等を確保する
  - ◇教育機会の均等を確保する

### 教育振興基本計画(平成20年7月1日) ※キャリア教育関係部分の抜粋

#### 第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策 (3) 基本的方向ごとの施策

##### 基本的方向1 社会全体で教育の向上に取り組む

- ③ 人材育成に関する社会の要請に応える
- 一人一人の社会的自立を実現するとともに、我が国社会の活力の維持・向上の観点から、教育と職業や産業社会との相互のかわり合いを一層強化し、人材育成に関する社会の要請を踏まえた教育を推進する。このため、キャリア教育を推進するとともに、産業界と連携して、また、初等中等教育段階から高等教育段階に至る教育の連続性に配慮しつつ、職業教育を推進する。あわせて、グローバル化に対応し得る国際的通用性のある高度専門職業人の養成を推進する。

##### 【施策】

- ◇ 地域の人材や民間の力も活用したキャリア教育・職業教育、ものづくりなど実践的教育の推進
- ◇ 子どもたちの勤労観や社会性を養い、将来の職業や生き方についての自覚に資するよう、経済団体、PTA、NPOなどの協力を得て、関係府省の連携により、キャリア教育を推進する。特に、中学校を中心とした職場体験活動や、普通科高等学校におけるキャリア教育を推進する。
- ◇ また、高校等において専修学校の機能を活用した多様な職業体験の機会を提供するための取組を促す。さらに、ものづくりに関する児童生徒の興味・関心を高めるとともに知識・技術を習得させるため、例えば小・中学校段階のものづくり体験や、専門学校等における地域産業や経済界と連携したものづくり教育をはじめ、産業、職業への理解を図る。
- ◇ 専門学校等における職業教育の推進
- ◇ 職業教育の活性化に資するよう、専門学校が地域社会と連携して行う特色ある職業教育の取組を促す。特に、産学連携による専門的職業人を養成するための実践的教育を関係府省と連携して促す。また、産業界の動向や地域・生徒の実態・ニーズに対応した教育内容の改善や学科等の連携・改編等を促すため、先進的な事例の普及等に取り組む。さらに、専門性の深化を図るため、大学等との連携・接続の強化を促す。
- ◇ 大学・短期大学・高等専門学校・専修学校等における専門的職業人や実践的・創造的技術者の養成の推進

国際的に通用する高度専門職業人の養成に向け、「大学院教育振興施策要綱」を改訂し、大学関係者と関連する業界や職能団体等との連携などによる専門職大学院等における教育の高度化への支援を行う。また、ものづくり技術の継承・発展とイノベーション創出を担う実践的・創造的技術者を育成するため、平成20年中に高等専門学校等の振興のための計画を策定し、地域と連携した教育内容・方法の開発をはじめとする取組を支援する。大学・短期大学における社会的要請の高い課題に対応する教育の取組を支える。あわせて、専修学校等について、社会の変化に即応した実践的な職業教育及び専門的な技術教育を行う機能が発揮されるための取組を促す。

- ◇ 産業界・地域社会との連携による人材育成の強化
- ◇ 人材育成に関する社会の要請に応えるため、大学等と産業界・地域社会とのより幅広い連携協力の下でのインタベンションの充実や教育プログラムの開発などの取組を促す。また、大学等と企業等との共同研究や大学の有する研究成果の提供、産業界・地域のニーズに対応した人材育成等を促す。

|   |   |
|---|---|
| <p>基本的方向2 個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる</p>  | <p>② 規範意識を養い、豊かな心と健やかな体をつくる<br/>新学習指導要領を踏まえ、生涯をより良く生きようとする力の源泉となる豊かな心と健やかな体を育成する。あわせて、将来、社会の責任ある一員として生きる自覚を促し、そのために必要な資質を養う。</p> <p><b>【施策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 勤労観・職業観や知識・技能をはぐくむ教育（キャリア教育・職業教育）の推進<br/>子どもたちの勤労観や社会性を養い、将来の職業や生き方についての自覚に資するよう、経済団体、PTA、NPOなどの協力を得て、関係府省の連携により、小学校段階からのキャリア教育を推進する。特に、中学校を中心とした職場体験活動や、普通科高等学校におけるキャリア教育を推進する。また、専門学校等が地域社会等と連携して行う特色ある職業教育の取組を促すとともに、高校生等に専修学校の機能を活用した多様な職業体験の機会を提供するための取組を促す。さらに、ものづくりに関する児童生徒のものづくりに関心が高めるとともに知識・技術を習得させるため、例えば小・中学校段階でのものづくり体験や、専門学校等における地域産業や経済界と連携したものづくり教育をはじめ、産業、職業への理解を図る。</li> <li>◇ 体験活動・読書活動等の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生命や自然を大切にすることを心や他を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、全国の小学校、中学校及び高等学校において、自然体験活動や集団宿泊体験、職場体験活動、奉仕体験活動、文化芸術体験活動といった様々な体験活動を行う機会の提供について関係府省が連携して推進する。</li> <li>・ 豊かな感性や情緒をはぐくむとともに、豊かな言語力を育成する観点から、朝読書をはじめとする読書活動の実施を促す。あわせて、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」等に基づき、地域や家庭における読書活動の取組とも連携し学校図書館の機能の発揮を図るとともに、司書教諭が発令されていない学校においても有資格者の発令が促進されるよう、司書教諭の講習を引き続き進める。</li> </ul> </li> </ul> <p>(4) 特に重点的に取り組むべき事項<br/>(3) で述べた今後5年間に取り組むべき施策の中でも、とりわけ以下の事項については、特に重点的な取組を推進する。</p> |
| <p>◎ <b>豊かな心と健やかな体の育成</b></p> <p>○ <b>道徳教育や伝統・文化に関する教育、体験活動等の推進</b><br/>道徳教育について、新学習指導要領に基づき充実強化を図る。特に、道徳教育推進教師を中心とした全校的な指導体制の下での指導計画づくりなどを促進するとともに、学習指導要領の趣旨を踏まえた適切な教材が教科書に準じたものとして十分に活用されるよう、国庫補助制度等の有効な方策を検討する。また、子どもの発達の見点を踏まえつつ、家庭、学校、地域が一体となって徳育を推進するための諸方策について幅広く検討を行う。</p> <p>あわせて、新学習指導要領に基づき、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う観点から、我が国や郷土の伝統・文化を受け止め、それを継承・発展させるための教育を推進する。</p> | 2   |

|   |   |
|---|---|
| <p>全国の小学校、中学校及び高等学校において、自然体験活動や集団宿泊体験、職場体験活動、奉仕体験活動、文化芸術体験活動といった様々な体験活動を行う機会の提供について関係府省が連携して推進するとともに、子どもの読書活動を推進する。</p> <p>◎ <b>キャリア教育・職業教育の推進と生涯を通じた学び直しの機会の提供の推進</b></p> <p>○ <b>キャリア教育や専門学校における職業教育の推進</b><br/>中学校を中心とした職場体験活動をはじめ、キャリア教育を推進する。あわせて、すべての専門高校において、地域社会との連携強化等を重視するなど、職業教育の活性化を促す。</p> <p>○ <b>専門的職業人や実践的・創造的技術者の養成の推進</b><br/>大学・短期大学、高等専門学校、専修学校等における実践的な職業教育を促す。特に、国際的に活躍できる高度専門職業人を養成するため、専門職大学院等の教育の高度化を促すとともに、各分野の評価団体の形成を促進する。さらに、実践的・創造的な技術者を養成するため、高等専門学校の振興のための計画を策定し、その実現に向けた取組を行う。</p> <p>○ <b>生涯を通じて大学等で学べる環境づくり</b><br/>個人のキャリア形成や地域活動への参画等のため、生涯にわたる学習へのニーズに対応し、大学・短期大学、専修学校等における社会人等受入れに必要な環境の整備を促すとともに、大学等と産業界等との連携による取組への支援により、大学等における社会人受入れを促す。</p> | 3 |
|---|---|